

処方・調剤・ 保険請求の

Q & A

日本薬剤師会

Q 保険薬局において、調剤した処方せんに保険薬剤師の氏名が入っている「調剤済み」のスタンプを押した場合は、それとは別に、調剤を行った保険薬剤師氏名を記入する必要がありますか。また、押印はどうすればよいですか。(調剤科A) 調剤科 (匿名希望)

A 調剤した保険薬剤師の「氏名の記名」として取り扱うことが可能です。ただし、押印を省略することはできません。

薬剤師法の規定により、調剤した薬剤師は、①調剤済みの旨(その処方せんが調剤済みとならなかったときは調剤量)、②調剤年月日、③薬局の名称および所在地、④処方医の同意を得て処方内容を変更して調剤した場合は、その変更内容、⑤処方医に疑義照会を行った場合は、その回答内容(変更の有無にかかわらず)——を処方せんに記入したうえで、⑥記名押印または署名することが義務

づけられています(薬剤師法第26条、薬剤師法施行規則第15条)。

そして、この規定に基づき、保険調剤(すなわち健康保険法)では、(a)処方せんの「調剤済年月日」欄に、処方せんが調剤済みとなった場合の年月日(その処方せんが調剤済みとならなかった場合は、調剤年月日と調剤量を処方せんに記載)(前述①、②に該当)、(b)同「保険薬局の所在地及び名称」欄に、保険指定の際に地方厚生(支)局長に届け出た薬局の名称および所在地(前述③に該当)、(c)同「備考」欄または「処方」欄に、処方医の同意を得て処方内容を変更して調剤した場合の変更内容や、処方医に疑義照会を行った場合の回答内容(前述④、⑤に該当)——を記入するとともに、(d)同「保険薬剤師氏名印」欄に、調剤を行った保険薬剤師による姓名の記載・押印または署名(前述⑥に該当)を行うことになっています(表1)。

表1 調剤した際の処方せんへの記入事項について(対比)

規定法令、通知	薬剤師法(第26条) 薬剤師法施行規則(第15条)	厚生労働省通知「診療報酬請求書等の記載要領等について」(1976年8月7日保険発第82号)(医療保険)
項目	・調剤済みの旨(当該処方せんが調剤済みとならなかったときは、調剤量)	保険処方せんの「調剤済年月日」欄 ・処方せんが調剤済となった場合の年月日を記載(当該処方せんが調剤済みとならなかった場合は、調剤年月日および調剤量を処方せんに記載)
	・調剤年月日	
	・調剤した薬局の名称および所在地	同「保険薬局の所在地及び名称」欄 ・保険薬局指定申請の際等に地方厚生(支)局長に届け出た所在地および名称
	・医師または歯科医師の同意を得て処方せんに記載された医薬品を変更して調剤した場合は、その変更の内容	同「備考」欄または「処方」欄 ・処方せんを交付した医師または歯科医師の同意を得て処方せんに記載された医薬品を変更して調剤した場合は、その変更内容
	・医師または歯科医師に疑わしい点を確認した場合は、その回答の内容	・医師または歯科医師に照会を行った場合は、その回答の内容
・記名押印または署名	同「保険薬剤師氏名印」欄 ・調剤を行った保険薬剤師が署名、または保険薬剤師の姓名を記載し押印	

表2 処方せんへの保険薬剤師の記名の取り扱いについて

保険薬局において調剤した保険薬剤師は、調剤済みである旨及び調剤した保険薬剤師の氏名が入ったスタンプを処方せんに押した場合は、調剤した保険薬剤師の氏名の記名を行ったものとして取扱い、この記名を別途しなくても差し支えない。
ただし、処方せん中に保険薬剤師氏名の記入欄があり、この記入欄への記名に代えて上記のスタンプを利用する場合は、この記入欄の近くにスタンプを押すなど、調剤した保険薬剤師が容易に分かるようにすること。
また、保険薬剤師の氏名の記名に代えて上記のスタンプを利用する場合であっても、調剤した保険薬剤師による押印は省略できない。

(処方せんへの保険薬剤師の記名の取扱いについて、2014年7月17日事務連絡、厚生労働省保険局医療課)

実際の現場では、調剤した保険薬剤師の氏名が入った「調剤済み」のスタンプを処方せんに押しているケースは多いですが、そのようなスタンプを処方せんに押した場合の取り扱いに関して、それとは別に、調剤した保険薬剤師氏名の記名が必要か否かまでは必ずしも明確にされていたわけではありません。

そのため厚生労働省は、保険薬局における調剤済み処方せんへの記名の取り扱いを整理するため、調剤した保険薬剤師の氏名が入った「調剤済み」のスタンプを押した場合について、調剤した保険薬剤師が処方せんに記載しなければならない「氏名の記名」を行ったものとして取り扱って差し支えないことを明確にしました(表2)。

ただし、あくまでもこれは「記名」の取り扱いを示したものであって、そのような場合でも押印を省略すること

は認められませんので、誤解しないようご注意ください。

Q 退院時に医療機関で院内投薬された薬剤について、退院後の在宅薬剤管理指導を担当する保険薬局の薬剤師が、在宅患者訪問薬剤管理指導料または居宅療養管理指導費を算定することはできるのでしょうか。(匿名希望)

A できません。
調剤報酬(医療保険)の在宅患者訪問薬剤管理指導料や介護報酬(介護保険)の薬局薬剤師による居宅療養管理指導費(介護予防居宅療養管理指導費を含む)は、当該保険薬局で調剤された薬剤を使用する患者に対して実施する在宅薬剤管理指導を評価しているものです。保険医療機関で院内投薬された薬剤やほかの保険薬局で調剤された薬剤について、それ以外の保険薬局の薬剤師が在宅薬剤管理指導を実施することまでは、基本的に想定していません。

ただし、在宅薬剤管理指導を実施(すなわち、在宅患者訪問薬剤管理指導料または居宅療養管理指導費を算定)する保険薬局は、1人の患者につき同一月に1施設しか認められていませんので、もし対象となる患者が当該薬局以外で調剤された薬剤を使用していることがわかった場合には、その薬剤まで含めて管理する必要があることは言うまでもありません。

質問の募集

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者に聞かれて困ったこと、医師に疑義照会して対応しがいまひとつ納得できないことなどはありませんか? 皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。どしどしご質問ください。

「質問の募集」要項

1. 質問の範囲

①実際の処方せんの疑義解釈に関する質問

たとえば、処方医に疑義照会すべきかどうかわっている事例や疑義照会の際に処方医の指示で納得できないでいる事例で、専門家の意見が知りたい、という場合など。

②保険調剤・調剤報酬などに関する質問

たとえば、どのようなケースが調剤拒否に該当するのか? 請求もれがあった場合の対応は? という質問など。

③調剤技術などに関する質問

たとえば、A散とB末を配合してもよいか? また、C錠を粉砕

してよいか? という調剤技術上の質問など。

2. 質問は文書で日本薬剤師会「調剤と情報」係まで、ご連絡ください。

3. 誌上では匿名の扱いをいたしますが、さらに詳しい内容をお聞きしないと回答できないこともありますので、住所、氏名、電話番号を必ず明記ください。

4. 質問の採否ならびに回答者の選択は、編集委員会で決めさせていただきます。

5. 質問ならびに回答は無料です。

6. 質問が採用された方には、じほうから図書カードが贈呈されます。

ただし、本コーナーへの質問はあくまでも「調剤と情報」誌への掲載を前提としておりますので、個人的・特殊な質問にはお答えできません。ご了承ください。また、回答は本誌面によってのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

送付先 〒160-8389 東京都新宿区四谷 3-3-1 富士・国保連ビル 日本薬剤師会「調剤と情報」事務局
TEL.03(3353)1170 FAX.03(3353)6270